

## 八幡市規則第 32 号

八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年八幡市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 に定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 京都府療育手帳の交付に関する規則（平成 12 年京都府規則第 10 号。以下「療育規則」という。）第 3 条の規定による手帳交付申請の受理及び交付に関する事務
- (2) 療育規則第 5 条の規定による再判定申請の受理及び交付に関する事務
- (3) 療育規則第 6 条の規定による再交付申請の受理及び交付に関する事務
- (4) 療育規則第 7 条の規定による記載事項の変更及び再交付に関する事務
- (5) 療育規則第 8 条の規定による転入手続に関する事務
- (6) 療育規則第 9 条の規定による手帳の返還に関する事務

第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 八幡市身体障害者に対する補装具の交付又は修理に係る自己負担額相当額助成要綱（平成 3 年八幡市告示第 3 号）第 3 条に規定する対象者の確認に関する事務
- (2) 八幡市障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金交付要綱（平成 18 年八幡市告示第 57 号。以下「障害福祉サービス要綱」という。）の規定による補助金交付の申請及び決定に関する事務
- (3) 八幡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱（平成 20 年八幡市告示第 9 号）の規定による医療費助成の申請、決定及び受給者証交付に関する

## る事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、八幡市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減助成金交付要綱（平成17年八幡市告示第65号）の規定による助成金交付の申請、確認証交付及び決定に関する事務とする。

（条例別表第2に定める事務及び情報）

第5条 条例別表第2の1の項事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市民税（同法第5条第2項第1号に掲げる市民税であって、個人に係るものに限る。以下同じ。）の非課税の判定に関する事務（同法第295条第1項第1号に掲げる者の判定に係る事務に限る。） 納税義務者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (2) 地方税法第321条の7の2第1項の規定による市民税の特別徴収の開始、継続又は停止に関する事務（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第48条の9の12第3項第2号に掲げる者の判定に係る事務に限る。）  
納税義務者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項の介護保険料の特別徴収に関する情報
- (3) 地方税法第314条の2第1項第3号の所得控除に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 納税義務者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条第1項の保険料の徴収に関する情報
  - イ 納税義務者に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収に関する情報
  - ウ 納税義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律

第 80 号) 第 104 条第 1 項の保険料の徴収に関する情報

第 6 条 条例別表第 2 の 2 の項事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 第 3 条第 1 号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により補装具費の支給を受けている者（以下「障害補装具費受給者」という。）及び当該支給に関する情報

イ 介護保険法の規定により居宅介護福祉用具購入費の支給を受けている者（以下「介護補装具費受給者」という。）及び当該支給に関する情報

ウ 障害補装具費受給者又は介護補装具費受給者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

エ 障害補装具費受給者若しくは介護補装具費受給者又はこれらの者の属する世帯の他の世帯員に係る市民税に関する情報

(2) 障害福祉サービス要綱の規定による補助金交付の決定に関する事務  
次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請を行う者又はその者の属する世帯の他の世帯員に係る市民税に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る障害者総合支援法の規定による補装具費の支給に関する情報（障害福祉サービス要綱に規定する補装具費利用者負担緩和事業に係る事務に限る。）

エ 当該申請を行う者に係る障害者総合支援法の規定による自立支援医療費の支給に関する情報（障がい福祉サービス要綱に規定する自立支援医療利用者負担緩和事業に係る事務に限る。）

オ 当該申請を行う者に係る障害者総合支援法の規定による自立支援給付費の支給に関する情報（障がい福祉サービス要綱に規定する重複利用

者負担総合上限事業に係る事務に限る。)

(3) 八幡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の規定による医療費助成の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請を行う者又はその者の世帯に属する他の世帯員に係る市民税に関する情報

第7条 条例別表第2の3の項事務の欄の規則で定めるものは、八幡市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減助成金交付要綱の規定による助成金交付の決定に関する事務とし、同表3の項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 当該申請を行う者又はその者の世帯に属する他の世帯員に係る市民税に関する情報

(3) 当該申請を行う者に係る介護保険法の規定による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報

(4) 当該申請を行う者に係る介護保険法の規定による保険料の徴収に関する情報

(5) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(条例別表第3に定める事務及び情報)

第8条 条例別表第3事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同表特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この条において「法」という。）第20条の子どものための教育・保育給付に係る支給認定、法第23条の支給認定の変更又は法第24条の支給認定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 法第20条の認定に係る子ども、法第23条の変更の認定に係る子ども及び法第24条の支給認定の取消しに係る子ども（以下この条において「支給認定子ども」という。）又は支給認定子どもの保護者（子ども・子育て支援法第6条第2項に規定されている保護者をいう。）及び支給

認定子どもと同一の世帯に属する者（以下この条において「支給認定子ども等」という。）に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 支給認定子ども等に係る市民税に関する情報

ウ 支給認定子ども等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給に関する情報

エ 支給認定子ども等に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付に関する情報

オ 支給認定子ども等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

カ 支給認定子ども等に係る障害者総合支援法に規定する自立支援給付の支給に関する情報

キ 支給認定子ども等に係る生活保護実施関係情報

ク 支給認定子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 支給認定子ども等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報

コ 支給認定子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報

サ 支給認定子ども等に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金の支給に関する情報

(2) 法第16条の子どものための教育・保育給付に係る資料の提供等に関する事務 次に掲げる情報

ア 支給認定子ども等に係る市民税に関する情報

イ 支給認定子ども等に係る生活保護実施関係情報

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 32 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。